

奈良県告示第百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年六月二十三日

奈良県知事 山下 真

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
医療法人優慶会	香芝市真美ヶ丘四―一六―一	医療法人優慶会訪問看護ステーションまみの里	香芝市真美ヶ丘四―一六―一	令和五年五月三十一日